

1 少年自然の家の施設の設置目的の確実な実施に関する事項

① 管理運営方針について

かつて多くの子どもたちは、仲間と自然の中で遊びながら、あるいは地域の中で様々な自然体験・社会体験を経験しながら成長する機会に恵まれていました。しかしながら、都市化・少子化の進行、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化など社会の激しい変化の中で、これまで身近にあった遊びや体験の場、本物を見る機会が少なくなり、その手立ても継承されなくなってきています。また、便利・快適・安全な今日の社会では青少年が全力を出す機会が減少しており、青少年の「社会を生き抜く力」を育むためには、目標をもって体験活動などにチャレンジする機会を意図的・計画的に創出する必要があります。

このような状況の中で、「体験活動は人づくりの『原点』」との認識の下、次のような経営理念及び管理運営方針を定めます。

1 経営理念

- ① 「自然」「友」「我慢」との3つの出会いをテーマにした多彩な体験活動プログラムの開発
- ② 専門性を生かし、思いやりのある対応ができる職員による利用者への支援
- ③ 清潔な施設の維持・改善と充実した食事の提供

当財団は、平成11年の設立以来、佐賀県・佐賀県教育委員会より委託を受け、「少年の健全な育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設として、少年自然の家を設置する。」という少年自然の家の設置理念に沿って、管理運営を行ってきました。

経営の基本理念は、①『「自然」「友」「我慢」との3つの出会いをテーマにした多彩な体験活動プログラムの開発』、②「専門性を生かし、思いやりのある対応ができる職員による利用者への支援」、③「清潔な施設の維持・改善と充実した食事の提供」です。

これまでの指定管理4期14年及び5期目4年にわたる自然の家の管理運営の経験と実績をふまえて、今後も、利用者の視点に立って、親しまれ、喜んでいただける施設を目指し、運営に努めます。

なお、運営については、外部の有識者・学識経験者からなる「評価委員会」を設置して事業評価を行い、施設の運営改善に生かすようにします。

2 管理運営方針

- (1) 佐賀県や関係機関との連携・協力を図り、設置目的が達成できるよう努めます。
- (2) 黒髪の自然と施設の特性を生かした野外活動、クラフト活動などの体験をすることにより、青少年の忍耐力やリーダーシップ、体力の向上、コミュニケーション能力や規範意識の醸成など豊かな情操や社会性を身につけ、自立を促し、「生きる力」を育むためのプログラムを提案します。
- (3) 安全かつ安心して楽しみながら体験できるフィールドの開発と整備を行います。
- (4) 黒髪の自然と施設の特性を生かし、幼児、小・中学生、高校生、大学生など幅広い年齢層を対象とする事業やファミリーを対象とする事業など、教育効果の高い主催事業及び提案型事業を実施します。
- (5) 施設の安全管理を図り、事件や事故等に対しては適切な対応を行うなど、利用者の安全・安心を最優先にした管理運営に努めます。
- (6) 利用者のニーズを尊重した施設の管理・運営に努めます。
- (7) 施設の広報や利便性の向上を図り、利用者の増加に努めます。
- (8) 効率的・効果的な運営を行い、毎年、経費を見直し、管理運営経費の縮減に努めます。
- (9) 個人情報保護・危機管理及びコンプライアンス（法令順守）の徹底を図り、情報公開に努めます。
- (10) 地域と連携・協力した管理運営に努め、地域に貢献する施設を目指します。

1 少年自然の家の施設の設置目的の確実な実施に関する事項

② 事業計画について

○ 「少年自然の家の設置目的」の確実な実施のために、安全かつ効率的な管理運営に努め、利用者のニーズを尊重し、親しまれ、喜んでいただける施設を目指し、次のような取組を行います。

(1) 青少年の「社会を生き抜く力」を育むための取組

① 利用団体支援事業（利用する団体の目的を達成するための活動支援）の取組

- ・ 利用団体が研修目的に応じた効果的な活動ができるように、多様なプログラムを準備すると共に、安全かつ安心して楽しみながら活動できるフィールドの開発と整備を行います。
- ・ 利用者の要望により外部講師の紹介を行います。
- ・ 利用団体の指導者等との事前打合せを綿密に行い、自主性を尊重し、活動計画の指導・助言を行い、研修成果が十分に得られるよう援助します。
- ・ 年間を通じて、利用団体の要望により活動への直接指導・支援を行い、可能な限り活動への援助を行います。
- ・ 当少年自然の家を利用する学校や青少年団体の研修目的が効率的に達成できるように、引率教諭及び指導者を対象にした施設利用指導者研修（セミナー）を実施します。

② 主催事業及び提案型事業の取組

- ・ 年齢に応じ、楽しみながら野外活動等を体験することにより、忍耐力や対人関係等の社会性を身につけ「生きる力」を育む事業として、小・中学生等を対象とした主催事業や提案型事業を実施します。
- ・ 自然体験を通して親子の絆を深め、健全な家族づくりを手助けするために幼児、小・中学生及びその家族（親）を対象とした主催事業や提案型事業を実施します。
- ・ 高校生・大学生等を対象に少年自然の家での活動に必要な知識や技能を習得させ、実践的指導力を身につけた施設ボランティアの養成を図るための事業を実施します。
- ・ 黒髪少年自然の家の活動プログラムを多くの人々に体験する機会を提供すると共に、少年自然の家のPRを図るための出前講座を実施します。

(2) 事故防止のための取組

- ・ 定期的に施設・設備及びフィールドの点検・整備と環境整備を実施し、安全な施設管理に努めます。
- ・ 気象情報等（熱中症、光化学オキシダント、微小粒子状物質、台風、大雨等）については、インターネット等により情報を把握し、利用者に伝え、注意を促し、事故防止に努めます。
- ・ 施設周辺で発生した事件・事故等にも気を配り、利用者に危険が及ばないように努めます。
- ・ 防災訓練、救命救急訓練を実施し、緊急有事の場合に備えます。

(3) 利用者増のための取組

- ・ ホームページ、SNS 及び広報誌等により広く情報を提供し、利用促進に努めます。
- ・ 学校や関係団体を訪問し、利用促進に努めます。
- ・ アンケートやホームページ等によって利用者等の意見を把握し、施設運営の改善に反映します。

(4) 個人情報保護、危機管理及びコンプライアンス（法令順守）の徹底

- ・ 職員に対して関係法令、規定、マニュアル等の周知を図り、個人情報保護、危機管理及びコンプライアンスの徹底に努めます。

(5) 情報の公開

- ・ ホームページにより施設の利用状況、利用者の意見等を公開します。
- ・ 情報の開示請求があった場合は、当財団の情報公開規程に基づき開示します。

(6) 経費の縮減のための取組

- ・ 職員に対してのコスト意識の徹底を図り、不要な経費の縮減に努めます。
- ・ 電気・水道等の光熱水費の節減について利用者へ協力をお願いするようにします。

(7) 地元地域との連携・協力を密にした管理運営

- ・ 地元団体が開催する黒髪山山開き等の地元行事やイベントに積極的に参加し、林道・登山路等の除草・ゴミ拾い、危険個所の修繕など地域環境の整備を行います。

1 少年自然の家の施設の設置目的の確実な実施に関する事項

③ 収入・支出について

(1) 収入計画

(単位：千円)

区 分		R6年度
利用料金収入		3,366
(内訳)	本館(中学生以下)	0
	〃(高・大学生)	987
	〃(一般)	826
	キャンプ場	23
	施設使用料	6
	寝具	1,524
食堂事業収入		432
その他の収入		612
(内訳)	主催事業収入	395
	その他 (公衆電話等)	217
管理運営委託料		64,996
合 計		69,406

(2) 支出計画

(単位：千円)

区 分		R6年度
人 件 費		46,151
(内訳)	常 勤 職 員	46,151
	そ の 他	
施設維持管理経費		20,460
事 業 費		2,795
(内訳)	利用団体支援事業	872
	主 催 事 業	1,297
	広 報 事 業	626
合 計		69,406

2 少年自然の家の施設の平等利用の確保に関する事項

- ① 生活弱者等への配慮について
- ② 公平な利用計画について

1 生活弱者等への配慮について

- 少年自然の家の設置目的を考慮し、利用者の過度の負担にならないように利用料金等を設定している。
- 以下のものについては、施設利用料を免除します。
 - ・生活保護法に基づく教育扶助又は就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての市町の援助に関する規則若しくは特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費の支給を受けている児童生徒
 - ・身体障害者手帳等の手帳や特定疾患（指定難病）医療費受給者証の交付を受けている者
 - ・介護のために同伴する者
- 身体障害者等に対する駐車場を確保します。
- 身体障害者等を有する団体については、事前の申し入れがあれば、多目的トイレがある第4宿泊棟を優先して提供します。

2 公平な利用計画について

(1) 利用申し込みの公平性の確保

- ・ 県内の学校等がその研修計画により希望する日に利用できるよう、申し込み開始期日を次のように定め、公平な利用計画に努めます。
- ① 県内の各学校、県内の教育委員会、県内の国スポ・全障競技強化スポーツ団体
前年度の4月1日から受付を開始します。
- ② 県内のその他の団体及び県外の各学校
前年度の7月1日から受付を開始します。
- ③ 県外のその他の団体
利用の6か月前から受付を開始します。

※但し、各団体が主催する九州大会、全国大会等は優先的に受け入れます。

(2) 施設利用の公平性

- ・ 同じ日に複数の団体が、施設、器具及びフィールド等の利用を希望し重複する場合は、団体の利用目的に沿った他の活動等を提案するなどの解決策を示し、互いに納得するよう調整を行い、公平な利用に努めます。
- ・ 食事・入浴等の時間については、利用者ニーズに応えるものとし、利用希望の時間が重複する場合は、毎日行う団体の代表者会議等で互いに納得するよう調整を行い、公平な利用に努めます。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

① 利用者サービスの向上について

- **利用者が満足し、その利用目的を達成していただくことが重要であると考えています。そのためには、職員一人ひとりが、黒髪少年自然の家の設置目的と管理運営方針を理解し、利用者の立場でサービス向上に努めていきます。**

【利用者サービスの基本方針】

- 1 自然の中で野外活動などを行うことにより、利用者（団体）が利用目的を達成できるようサービスに努めます。
- 2 利用者の視点に立ったサービスに努めます。
- 3 利用者の意見を尊重し、「利用してよかった」「満足な活動ができた」と、喜んでいただけるようサービスに努めます。

（1）利用目的を達成するためのサービス向上への取組

- ・ 黒髪山系の豊かな自然を生かした多種多様なプログラムやフィールドを設定し、利用団体が研修目的を十分に達成できるよう、自主性を尊重しながら、活動への援助を行います。
- ・ 利用団体の担当者等との事前打合せを行い、プログラム選定などについて助言を行います。
- ・ 指導者等に対してプログラム体験等の事前研修を行うなど、研修目的の達成に向けた施設利用指導者研修（黒髪セミナー）を実施します。必要に応じて、プログラムの立案について出向いて支援します。
- ・ 「利用の手引き」や「活動プログラム」を随時改定し、常に新しい情報を提供します。
- ・ 利用者の意見等を尊重し、「活動プログラム」へ反映します。
- ・ 利用団体が多い場合などにおいて施設やフィールド等の利用希望が重複する場合は、代表者会議等を開き、団体の利用目的に沿った他の活動等を提案するなどのアドバイスを行い、効果的な活動ができるよう調整を行います。
- ・ 主催事業及び提案型事業については、参加者が楽しみながら主体的に活動できるようなプログラムの作成に努めます。
- ・ 主催事業や提案型事業の様子は、ホームページやSNSなどで情報を発信します。
- ・ 電話、ファックス、インターネット、郵送等による多様な申し込みが出来るようにし、利用申し込みの利便性の向上を図ります。

（2）宿泊施設としてのサービス向上の取組

- ・ 入所9時00分、退所16時00分を原則としますが、利用者の研修計画によっては柔軟な対応を行います。
- ・ 閉館時刻は17時15分ですが、宿泊利用団体がある場合は22時00分まで開館します。
- ・ 登山やわんぱく大冒険等の野外活動の際には、利用者の希望により湯茶・冷茶の準備を行います。
- ・ 利用者の事前予約によって、増し料理・一品料理などの注文に対応します。
- ・ 食事時間や入浴時間などは、円滑な活動ができるよう利用者の希望に応じ、柔軟に対応します。
- ・ 「利用者アンケート」を実施し、利用者の要望等を把握し、可能な限り対応します。

（3）その他のサービス向上の取組

- ・ 当少年自然の家にはグラウンド等がないことから、グラウンド等を希望する団体に対しては近隣の公共施設等を一覧できるチラシ等を作成し、必要な施設情報を提供し、使用料を補助します。
- ・ 黒髪少年自然の家を直接利用できない団体に対して、少年自然の家での活動プログラムを学校、幼稚園、保育園、公民館等においても体験できるように出前講座を実施します。
- ・ 自然・学習体験学習に役立つ、施設・プログラム・指導者・団体・イベント等の情報収集と提供に努めます。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

② 利用者意見の反映について

○ 施設の管理・運営の問題点、改善事項等について、利用者をはじめ様々な方々の意見を聴き、その意見を管理・運営に反映させることは重要であると考えており、次のとおり取り組みます。

(1) 利用者の意見等の把握

- ・ 利用団体の指導者及び代表者等を対象に、施設利用の目的、動機、施設を利用している意見や要望、苦情、さらには評価の高い活動プログラム等について回答いただくアンケート調査を行い、利用者の意見等の把握に努めます。
- ・ 様々な方々の意見を聴くために、ホームページに「お問い合わせフォーム」を設定し、意見の把握に努めます。

(2) 利用者意見の反映

- ・ 利用者からの意見は、必ず職員会議等で職員が情報を共有し、改善できるものは早急に改善するようにします。
- ・ 食事等に関する意見については、毎月開催する食堂会議（自然の家職員と食堂職員とで構成）において協議し、改善できるものについては早急に改善するようにします。
- ・ 施設の改修工事等が必要な場合、佐賀県と協議し、改善できるものは早急に改善するようにします。
- ・ 利用者を対象にしたモニタリング（利用状況、利用者の意見等）を毎月行い、意見の反映に努めます。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

③ 閉開所日・時間等について

○ 閉開所日について

- 少年自然の家は、利用者がいつでも利用できるように、便宜を図ります。ただし、佐賀県少年自然の家設置条例施行規則第4条の規定に基づき、休所日は12月29日から翌年1月3日までとします。また、施設の修繕や一斉点検、職員の福利厚生などの際には、佐賀県の承認を得て休所日を設ける場合があります。

○ 閉開所時間等について

- 開所時刻は午前8時30分、閉所時刻は午後5時15分とします。
ただし、宿泊利用者がある場合は、午前8時30分から午後10時00分まで開所し、来客の対応等にあたります。
- 原則として少年自然の家の基本入所・退所時間は、午前9時から午後4時までとします。
ただし、利用者の研修(活動)計画等により上記時間に入退所できない場合は、時間を繰り上げたり延長したりして柔軟に対応します。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

④ 主催事業の実施について

○ 少年自然の家の設置目的に沿い、黒髪の自然の特色を生かし、年齢や季節に応じて参加者が気軽に、楽しみながら活動でき、教育効果が得られるような主催事業を実施します。また、事業毎に参加者アンケートを実施し、より高い効果が得られるように事業の改善を図ります。

なお、事業の実施に当たっては、利用団体支援事業の妨げにならないようにします。そのため、主催事業実施の3か月前までに学校等の団体から利用申し込みがある場合には、実施期間を変更することとします。

【事業の内容】

ア 青少年の健全育成に係る体験活動、研修等

イ 青少年の体験活動を支援する指導者の育成

ウ ひきこもりやいじめ、ネット依存など青少年が抱える課題の未然防止に資する体験活動

令和6年度は、上記事業内容を踏まえ、下記のとおり主催事業を実施します。

また、「サマースクール」においては、参加者アンケート（満足度調査含む）以外にも事業の成果や評価を図るため、I K R調査を実施します。

事業名	区分	実施期間	対象者	事業趣旨
サマースクール	ウ	8月	小学5・6年生 及び中学生	・黒髪の自然の中で、同年代の者同士が集団宿泊等の共同生活や野外での自然体験活動、施設内の材料を活かしたクラフト活動を通して、友達づくり、我慢すること、協力すること、助け合うことの大切さや自然の中で自らが判断し行動することの重要性を学ぶことにより、判断力や創造力と豊かな情操、人間関係能力などの社会性を身につけ「生きる力」を育むことを目指す。
ワイルドキッズ 1期・2期	ウ	9月 10月	小学1・2年生	
アドベンチャー教室 1期・2期	ウ	5月 3月	小学3・4年生	
ウィンタースクール 1期・2期・3期	ウ	12月	小学5・6年生 及び中学生	
		1月	小学2・3年生	
		2月	小学4・5年生	
春満喫！山菜摘みと 親子トレッキング	ア	4月	幼・小・中学生と その家族	
芋づくりプロジェクト	ア	6月	幼・小・中学生と その家族	
親子ふれあいキャンプ	ア	8月	幼・小・中学生と その家族	
空飛ぶ体験 ほっこりセミナー	ア	9月	幼・小・中学生と その家族	
秋の収穫祭	ア	11月	幼・小・中学生と その家族	
年末フェスタ in 黒髪	ア	12月	幼・小・中学生と その家族	・地域とのつながりが薄れ、年々忘れ去られていく年末の恒例行事である餅つきやミニ門松づくりを親子で体験することにより、伝統文化に触れるとともに1年を振り返り、新しい年への期待と目標を立てるきっかけを提供する。

令和6年度佐賀県黒髪少年自然の家事業計画

親子ふれあい チャレンジセミナー	ア	1月	幼・小・中学生と その家族	・親子で森の働きについて学び、椎茸の菌うちや野鳥観察等の自然体験活動を行うことで、自然に親しむ心情を育て、親子の触れ合いが深くなり、家族間の交流が活発になるように支援する。また、幼児を持つ親を対象にして、子育てについての講演、情報交換会等で課題や悩みについての話し合いを行うと共に、親子レクリエーションなどを通して親子のスキンシップを深めるなど、幼児期における子育てについて支援する。
親子わくわく 楽習セミナー	ア	3月	幼児及び その家族	
黒髪セミナー	イ	5～6月	今年度利用する 団体の指導者	・当施設を利用する学校や団体等の指導者に対して、当施設の特徴の説明や各種プログラムの体験などの事前研修を行うことにより、効果的な事業計画と、当日の活動が安全かつ効率的に実施できるよう援助する。
黒髪ボランティア 養成セミナー	イ	7月	高校・大学生・一般 ボランティア 希望者	・少年自然の家での活動に必要な知識や技術などを習得することにより、ワーカーとしての実践的な指導力を身につけた施設ボランティアの養成を目指す。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

⑤ 食事の提供について

○ 食事の提供の考え方

食事の提供は、利用者にとっても、施設利用の満足度に直結する項目であり、特にスポーツ団体には関心が高いものがあります。利用者の意見を大切にしながら、食堂運営の工夫改善を図っていきます。

(1) 運営体制

当財団は選定した業者と「食堂運営に関する協定」を締結し、それに基づいて指導並びに監督を実施しています。

食堂業者の運営は、店長（栄養士）1名、調理師1名を配置しており、従業員は全て地元から雇用して食事の提供を行っています。

(2) 安全対策

当財団は、業者に食品衛生法等の許可を受けて、関係法令や規則等を遵守することや定期的に職員の健康診断を行うこと、そして食中毒防止などの安全管理を徹底することなどを指導します。また、食品の衛生管理や調理後の後始末、戸締まり等を確実に励行するとともに食中毒の防止、防火、防犯には細心の注意を払うように指導します。

検食担当者（財団職員）が、事前に検食を行って食事内容の安全を確認した上で利用者に食事を提供します。また、検食報告書を作成して、メニューの改善や利用者の要望に応えます。

(3) 特別料理の提供

食堂では、利用者の要望に応じて通常の食事の他に、野外活動の一環として野外炊飯用食材や利用者の要望に応えたオードブル等の特別料理、年末の主催事業に合わせた特別料理などの提供を行います。

また、食物アレルギー等がある利用者に対しては、栄養士と利用団体（指導者及び保護者）と直接連絡を取り合い、安全安心な食事の提供に努めます。

(4) 地元食材の活用

地元でとれるおいしい旬の野菜や特産品は、利用者の満足度向上にも結び付くという考えのもと、地産地消に積極的に取り組み、地域への貢献を行ってもらうよう依頼します。

(5) アンケートへの対応

アンケートを全職員に回覧します。毎月、当財団職員と食堂業者との会議を行って、アンケートに記載された利用者の食事等の要望について話し合いをします。それによって、利用者の要望に可能な限り応えていきます。

(6) 湯茶や冷水、氷の提供

野外活動時や、夏季の高温時に、食堂業者より利用者無料で湯茶の提供および施設より冷水の提供を行います。このことは、利用者に好評であるとともに熱中症予防にもなっています。また、製氷機を設置し、希望する団体には、無償で提供します。（希望が多い場合は数量を調整します。）

(7) 食事料金について

食事の料金は、利用者に過度の負担がなく、満足な食事を提供できる金額で定めます。

・朝食…450円 ・昼食…600円 ・夕食…780円 計…1,830円

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

⑥ 利益の取扱いについて

- ・ 県委託料収入や利用料金等で得た利益については、利用者へのアンケートを実施し、要望が多いものに使用するなど、利用者のサービス向上に努めます。

- ① 利用団体に対して、クラフト活動の材料を50円で提供します。(日帰り利用団体100円)
- ② 利用者が冷蔵庫や冷水機、洗濯機を無料で使用できるようにします。
- ③ その他、利用者の要望を聴き、利益の還元に努めます。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

⑦-1 多彩・柔軟な研修プログラムの実施について

○ 少年自然の家は、天童岩（黒髪山）のほか雄岩、雌岩に代表される奇岩、巨岩や国の天然記念物のカネコシダ等豊富な植物群がある自然豊かな環境の中にあります。

これらの環境を生かし、利用者（団体）が自然豊かな環境の中で、安全に楽しみながら研修計画に沿った効果的な活動ができるように、多彩・柔軟なプログラムを準備します。

1 屋外活動プログラム

(1) 黒髪山（青螺山）登山

① 期待される教育効果

- ・ 励まし合いながらグループ（班）ごとに登山を行うことにより、体力の向上・忍耐力、思いやりの心を養い、登頂した時の達成感・満足感とともに、最後まであきらめずに物事を成し遂げることの素晴らしさを学ぶことができる。

② 実施計画

- ・ 黒髪山登山…5時間
- ・ 青螺山登山…6時間

(2) ハイキング

① 期待される教育効果

- ・ グループ（班）ごとにお互い励まし合いながら長時間歩くことにより、忍耐力や体力、連帯感を養うとともに助け合うことの大切さを学ぶことができる。

② 実施計画

- ・ 竜門峡コース…5時間
- ・ 乳待坊公園コース・・・1時間

(3) わんぱく大冒険

① 期待される教育効果

- ・ 森林の中に設置されているアスレチックやゲームなどに、お互い励まし合いながら挑戦することにより、体力や忍耐力の向上、自ら考え、判断し、行動する自立の精神と連帯感が身につく。

② 実施計画

- ・ 東コース、西コース…各3時間（対象者により所要時間の変更が可能）
- ・ うりぼうコース（小学低学年・園児向け）…1時間

(4) オリエンテーリング

① 期待される教育効果

- ・ グループ（班）ごとに、野山の中に設置されたポストを地図と磁石を用いて探しながら歩くことで、連帯感を深めるとともに日常生活に必要な地図の読み方や方向感覚などの能力を高め、自立して行動する力や決断力を育む。

② 実施計画

- ・ 東コース、西コース…各3～4時間（対象者・内容により自由に時間の変更ができる）
- ・ ミニコース…1～2時間（対象者・内容により自由に時間の変更ができる）

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

⑦-2 多彩・柔軟な研修プログラムの実施について

(5) ウォークラリー

① 期待される教育効果

- ・ グループ（班）ごとに、野山に設置されたチェックポイントにある問題を班員同士で話し合いながら解き、次のポイントに進むことで、時間を見ながら計画的に行動する力や決断力、連帯感が養われる。

③ 実施計画

- ・ 東コース、西コース…各3～4時間（対象者により自由に時間の変更ができる）

(6) 早朝登山

① 期待される教育効果

- ・ 朝早く起きて、野山を散策することで、早朝の野鳥や植物の生態等を観察し、眺望の素晴らしさや朝の爽快感を体験することで早起き習慣のきっかけとなることが期待される。

② 実施計画

- ・ 少年自然の家の周辺を1～2時間かけて、野鳥や植物の生態観察等

(7) 夜間ハイキング・肝だめし

① 期待される教育効果

- ・ 暗い夜道をグループ（班）ごとに助け合いながらハイキング（肝だめし）をすることにより、物事に動じない度胸とお互い助け合う互助の精神が育まれる。

② 実施計画

- ・ 少年自然の家の周辺を1～2時間かけて散策し、虫の声や夜の森の静寂さを体感する。〔夜間ハイキング〕
- ・ 少年自然の家周辺や研修室等にお化け等の面で仮装した者を配置したコースの中を、グループ毎に励まし合いながら通過し、闇の恐怖を体験する。〔肝だめし〕

(8) 自然観察

① 期待される教育効果

- ・ 少年自然の家周辺の植物、野鳥、昆虫、地層、岩石等を観察することで、教科書や図鑑等では得られない自然の生態等が観察でき、生きた学習ができる。

② 実施計画

- ・ 植生観察、樹木観察、植林地観察、小動物（昆虫）観察、野鳥観察、地層観察、岩石調査

(9) 野外炊飯

① 期待される教育効果

- ・ キャンプ場（野外炊飯場）で、グループ（班）ごとに担当を決め、協力し合いながら火を熾し、飯盒や鍋でのご飯炊き、おかず作りなどを行うことにより、火熾しや調理の難しさ、後片付けの大変さ等を体験し、親への感謝の気持ちや協調性など豊かな情操が身につく、優しさや逞しさが育まれる。

② 実施計画

- ・ キャンプ場（野外炊飯場）での調理・食事・後片付け等4時間程度。
- ・ 通年で実施

(10) 野外キャンプ

① 期待される教育効果

- ・ 同年齢の者が自然の中でのテント生活を満喫し、寝食を共にすることで、助け合いの心や連帯感が生まれ、逞しさが身につく。

② 実施計画

- ・ 1年を通じて受け入れ、利用者で設営から撤去までを体験

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

⑦-3 多彩・柔軟な研修プログラムの実施について

(11) キャンプファイヤー

① 期待される教育効果

- ・ 夜の暗闇の中で炎を囲み、自然に対する畏敬の念を感じさせるとともに、歌ったり踊ったりすることで緊張を解きほぐし、連帯感の醸成、社会性の付与、優しさと快活さの獲得をめざす。

② 実施計画

- ・ 4月から10月…1. 5～2時間

(12) その他の屋外活動プログラム

- ・ 「黒髪フィールドビンゴ」「火熾し体験プログラム」「竜門峡での散策・水遊び・釣り」等

2 屋内活動プログラム

(1) クラフト

① 期待される教育効果

- ・ 少年自然の家周辺で採取した木の実、竹などの材料を利用し、物づくりを行うことにより創造力や道具を扱う力等が養われる。

② 実施計画

- ・ トトロ人形（どんぐり人形）、竹とんぼ、ぶんぶんゴマ、壁掛け、鳥笛、ペンダント、竹箸、ペン皿などの工作…1時間以上

(2) キャンドルのつどい

① 期待される教育効果

- ・ ロウソクの火と闇のコントラストがつくる神秘的な雰囲気の中で行うキャンドルのつどいは、自己や友達を再認識する機会となり、自己実現や友達との連帯感を強くし、社会性の向上に資する。

② 実施計画

- ・ 通年実施…1. 5～2時間

(3) その他の屋内活動プログラム

- ・ 軽スポーツ、レクリエーション、ゲーム、講話（黒髪の自然と伝説）、ビデオ鑑賞等

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

⑧ 利用団体支援事業における利用団体への支援について

○ 利用団体が研修計画に沿った活動を安全かつ効率的にできるよう、所長を先頭にした指導と支援を行います。

① 事前の支援

- ア) 学校等の利用団体が安全かつ効果的な活動を行うため、引率教諭や指導者を対象に研修計画の立て方及び当施設のプログラム体験などを内容とした黒髪セミナーを開催します。
- イ) 利用申し込み団体と施設やプログラムの説明等、事前打合せを行い、研修計画の作成を援助し、必要な場合には出向きます。
- ウ) 入所時受付の際、担当指導員が各学校・団体の研修日程について打合せを行い、プログラムの実施に際しての留意点等の説明を行います。

② プログラム実施の際の支援について

- ア) 「野外炊飯」「クラフト」「黒髪の自然と伝説等の講話」については、担当職員が直接指導し、援助します。
- イ) 「わんぱく大冒険」「オリエンテーリング」「ウォークラリー」については、プログラム開始前に指導者（教諭）及び子ども（児童・生徒）に、コースの進み方、各ポイントでのゲームの仕方、コースで注意する場所等についてそれぞれ別々に説明を行います。また、団体の要請により可能な限り指導員が活動に参加するなど指導者の支援を行います。
- ウ) 「登山」「ハイキング」については、出発前に指導者に対して危険箇所、留意点などコースの説明を入念に行います。また、要請により可能な限り指導員が活動を支援することとします。
- エ) 「キャンプファイヤー」及び「キャンドルのつどい」については、要請により可能な限り次のような指導・支援を行います。
 - ・ 進行マニュアルなどの書面による説明など指導者への支援
 - ・ 衣装やトーチ・キャンドルなどの道具の使い方の指導、薪組み・キャンドルの配置等の指導
 - ・ 活動実施前の指導者及び児童生徒に対するの実地指導
 - ・ 活動実施の際の儀式的な部分（火の神を演じるなど）及び交歓的な部分（団体に対してレクリエーションを実施するなど）における直接支援
- オ) 自然観察、天体観察、野鳥観察及び焼き物づくり等については、団体の要望により講師（有料）を紹介します。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《施設の利用促進》

⑨ 利用者の増加について

(1) 数値目標

・ 少子化に伴い、児童・生徒数は減少傾向にあります。利用者の掘り起こしに努め、延べ利用者数及び利用団体数の増加を目指します。

・ 数値目標は、過去20年間の延べ利用者数や利用団体数の平均と平成28年度から平成30年度までの過去3ヶ年の平均を考慮していたが、コロナの影響が徐々に回復してきているといった傾向から令和6年度の目標を次のとおり設定します。

○ 年間の延べ利用者数 20,000 人

○ 年間の県内利用団体数の目標 300 団体

(2) 目標達成のための具体的な方策

・ 少年自然の家を利用する小・中学生や高校生は減少しており、数値目標を達成するためにはリーダーの確保と新規利用者の開拓が必要と考えます。特に、新規開拓については、小・中学校や高等学校は勿論のこと、幼稚園（保育園）や大学、各種スポーツ団体など、幅広く呼びかけ、利用者の増加に努めます。

- ① 少年自然の家の活動プログラム、主催事業・提案型事業等について、広報誌やホームページ等による広報を行うほかに新聞、ラジオ、テレビによる広報を依頼します。
- ② 県や市町の広報誌やタウンページに、主催事業・提案型事業等の募集についての掲載を依頼します。
- ③ 幼稚園（保育園）、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、各種専門学校や市町教育委員会、関係団体を訪問し、活動プログラム等の説明をするなど利用促進を図ります。
- ④ 少年団体、子どもクラブ等にチラシ等を配布し、利用をお願いします。
- ⑤ インスタグラムやフェイスブックで情報を発信することにより、施設の認知度を高めるとともに、フォロワー数を増やす努力をします。
- ⑥ 地元の自治体・事業所との連携をより一層深めます。
- ⑦ 以前に当自然の家を利用して当該年度に申し込みのない団体等については、直接訪問するなどして、再利用を依頼します。
- ⑧ 主催事業や提案型事業に積極的に取り組み、自然体験活動の楽しさを肌で感じてもらい、これを契機とし学校等の団体への波及効果を図ります。
- ⑨ 指導員が利用団体の活動に可能な限り参加するなど、利用団体に対する支援を強化します。
- ⑩ 入所や退所時間、食事時間、入浴時間など利用者の研修計画に沿った柔軟な対応を行います。
- ⑪ 利用者増を図るには口コミがもっとも有効であることから、職員に対する接遇研修を実施すると共に、利用者の要望等に対しては速やかに対応するなど、利用者の立場に立ったサービスに努めます。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《施設の利用促進》

⑩ 県内団体（特に学校団体）への利用促進の方策について

○ 少年自然の家は、豊かな自然環境を活用した山林型施設であり、この特長を生かした活動プログラム等を積極的にPRし、幼稚園・保育所、各学校、企業、団体等の利用を促します。

なお、利用促進の広報活動にあたっては、所長を先頭にした利用促進活動班（1班2名）を編成し、次の方策に取り組みます。

- ① 佐賀県校長会及び各地区校長会等の際には、職員を派遣し、活動プログラムや利用の手引き等を説明し、当少年自然の家の利用促進を図ります。
- ② 県内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校を訪問し、リーフレット、広報誌、活動プログラム、利用の手引きなどを用いて研修計画の立て方などを説明し、利用促進を図ります。
- ③ 杵西、藤津地区及び多久市、小城市などにある小・中学校、義務教育学校及び高等学校のうち、当少年自然の家を利用したことのない学校や過去に利用し現在利用していない学校については、訪問した際に、利用しない理由等を聞き、可能な限り利用者の要望に応え、利用促進を図ります。
- ④ 学校行事だけでなく、小学校の社会体育クラブ、中学校及び高等学校の部活動、生徒会等の合宿や研修にも利用してもらうよう、指導者や顧問を訪ね、説明などを行います。
 なお、部活動等が利用する場合には、プレイホールの利用状況や必要とする施設によっては、近隣の公共グラウンドや体育館の施設情報を提供し、使用される場合にはその利用料の補助をします。
- ⑤ 大学や各種専門学校等を訪問し、施設及び活動プログラム等を説明して利用を呼びかけます。
- ⑥ 幼稚園・保育園等を訪問し、施設の特徴及び活動の意義等を説明して利用を呼びかけます。
- ⑦ 県PTA連合会及び各市郡PTAを訪問して、リーフレット、広報誌、活動プログラム、利用の手引きなどを用いて利用を呼びかけます。
- ⑧ 企業や一般社会人等をターゲットにした広報・PRの充実に努めます。

広報・PRの内容・対象者および実施回数等

事業名	内容	対象者	実施回数
ホームページ更新	施設の特徴、活動紹介、予約カレンダー、事業プログラム、行事予定等	県民一般	年間随時
各種チラシ・リーフレット作成	企業等で実施できるプログラムを紹介する。	企業・一般社会人等	年間随時

- ⑨ 期待される事業の効果
 - ・ これまで利用の少なかった個人や団体に対して、自然の家の利用を促すことができる。
 - ・ 家庭や地域社会全体で、自然・生活体験を通じた青少年の健全育成に取り組む環境を醸成することができる。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

①-1 提案型事業について

- 黒髪少年自然の家の特性や教育力を生かし、これまでのノウハウを活用して青少年の体力向上や豊かな情操や社会性を培い、また、あらゆる年齢層や家族がふれあい、交流できる施設として、令和5年度は、別紙のとおり提案型事業を実施します。また、どの事業でも参加者アンケートを実施して、より高い効果が得られるように事業の改善を図ります。

＜参考＞

提案型事業の収支計画について (単位：千円)

令和6年度 収入126 支出126

事業名	区分	実施期間	対象者	事業趣旨等
防災キャンプ	ア	6月	小学5・6年生 中学生	・防災について学び、避難所での生活を体験し、そこで何ができるかについて考え行動する力を育む。
佐賀県少年自然の家 「3施設ラリー」	ア	10月	小学生と その家族	・3施設の特徴を生かし、親子で自然体験活動することによって子どもたちの健やかな成長を育む。
黒髪山系窯元めぐりと 紅葉狩り	ア	11月	18歳以上の者	・自然豊かで、四季の移り変わる黒髪山系の魅力を生かし、焼き物制作や安全で楽しい山歩きをすることでストレスの解消と健康増進を目指す。
親子でいっしょ！ 黒髪ホリデー	ア	11月から 2月	幼児・小学生(低)・ 及びその家族	・施設を開放し、自然の中での体験の素晴らしさを体感してもらうとともに、幼児同士で活動することで社会性や創造力の醸成をめざす。
くろかみ出前講座	ア	随 時	幼稚園・保育園、小 学校、公民館、子ど もクラブ等の団体	・当所で培ってきた活動プログラムを幼稚(保育)園、小学校、公民館、こどもクラブ等で団体の要請により実施し、多くの子どもたちに少年自然の家が行う活動の楽しさを実感してもらうとともに当施設のPRを行い利用者の増加を目指す。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

⑫ 管理経費の縮減について

⑬ 管理経費の内容について

⑭ 人件費の積算根拠について

⑫ 管理経費の縮減について

○ 利用者にサービスの低下が決してないようにするとともに、不断の努力により、職員が一丸となって管理経費の縮減に努めます。

- ① 樹木の枝打ち・剪定や屋外の落ち葉掻き・清掃・除草などは、職員が自ら行い、委託費の節減に努めます。
- ② 建物の修理・修繕などは、可能な限り職員が行います。
- ③ 利用者に節電及び節水の協力を呼びかけると共に、節水こまの取付やボイラー温度を下げるなど光熱水費の削減に努めます。
- ④ 裏紙利用を徹底するなど、消耗品費の削減に努めます。
- ⑤ 4交代勤務体制を導入し、時間外勤務の削減に努めます。

⑬ 管理経費の内容について

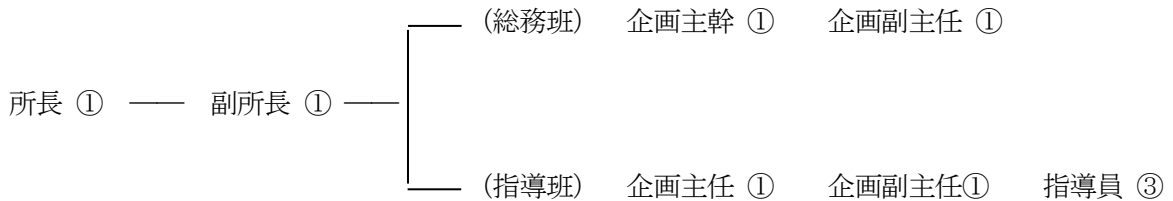
○ ⑫により縮減を図っているが、下記により経費の増額が必要となっている。

- ① 委託業務（清掃・警備等）
人件費の高騰により、委託業務の金額が増加している。
- ② クリーニング代
利用料金の見直しにより、シーツ交換が増え使用枚数の増加が見込まれる。
- ③ 電気量
平成30年度より本格稼働したエアコン設置により、基本料金が増加している。
エアコンについては、午前中稼働しない、温度設定や時間帯などに気をつけながら節約するなどしているが、事務室で管理できない部屋もあり、デマンド契約による基本料金が上昇している状況にある。
- ④ 修繕費等
昭和50年に設置された当施設も老朽化しており、職員が行うのにも限界がきている。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

① 組織及び人数配置について

(1) 組織図



(2) 職員

所属(課名)	役 職	雇用形態	氏 名	担当事務の内容	備 考
	所 長	常 勤	木寺 仁史	総括	教員免許、社会教育主事免許 経験4年
	副所長	〃	福田 健成	所長の補佐	教員免許、社会教育主事免許 経験2年
総務班	企画主幹	〃	上田 準治	総務事務・庁舎管理	行政経験者 経験4年
〃	企画副主任	〃	藤井 麻衣	収入・支出事務	経験5年
指導班	企画主任	〃	野中 雄二	プログラム企画及び指導 事務	教員免許 NEALインストラクター 経験2年
〃	企画副主任	〃	山崎 陽平	プログラム実施及び指導 事務	NEALコーディネーター 経験13年
〃	指導員	〃	目床 祐太	〃	NEALインストラクター 経験4年
〃	〃	〃	梶山裕一郎	〃	教員免許 NEALリーダー 経験4年
〃	〃	〃	宇都志津佳	〃	NEALリーダー 経験1年

(3) 勤務体制

- ① 勤務時間
 - ・ 午前8時30分から午後5時15分
- ② 週休日
 - ・ 毎週2日
- ③ 宿直
 - ・ 宿泊利用者がある場合に宿直を1名配置します。
- ④ 勤務体制…利用者への細やかな対応を図るために、四交代制の勤務時間とします。
 - ・ A勤務… 8時30分～12時15分(翌日)
 - ・ B勤務… 8時30分～17時15分
 - ・ C勤務…13時00分～17時15分(翌日)
 - ・ D勤務…13時15分～22時00分

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

② 職員の指導育成・研修体制について

○ 少年自然の家の運営が的確に行われ、その目的を果たし、利用者に満足していただけるためには、職員一人ひとりが日頃から研鑽し、能力を磨き、スキルの維持・向上を図っていくことが大切です。このため、外部へ職員を派遣しての研修や少年自然の家における内部研修を実施し、職員の資質の向上に取り組んでいきます。

(1) 指導員育成のための研修

- ・ 利用者の利便性の向上を図るとともに、利用者の研修内容に即した指導が適切に行えるよう、指導員の技能の向上のための研修を充実します。
 - ① NEAL 養成講習会に参加します。
 - ② 外部団体が実施しているキャンプ指導、レクリエーション指導法等の専門研修へ参加します。
 - ③ 国立青少年教育施設等が開催している指導者研修会等へ参加します。

(2) 施設の管理運用に関する研修

- ・ サービス向上や安全な施設管理を図るための研修に取り組みます。
 - ① パソコン研修
 - ・ 情報発信や施設予約などの際にホームページを活用することは不可欠であり、パソコンに関する講習会等を行い、職員のパソコン運用力の向上を図ります。
 - ② 接遇の研修
 - ・ サービスの向上のために接客等のマナーを身につけることが大切であり、接遇研修を実施します。
 - ③ 救急・救命技能講習
 - ・ 少年自然の家での活動は、自然体験等の危険を伴うものもあり、万が一に備え職員すべてが救命技能を有することが肝要であるため、救命救急技能講習会を受講します。
 - ④ 個人情報の保護に関する研修
 - ・ 少年自然の家では、利用者に関する個人情報を取り扱うので、個人情報の取扱とその保護に関する研修を実施します。
 - ⑤ 人権・同和教育に関する研修
 - ・ 国民的課題である同和教育をはじめとする様々な人権問題について正しく理解し、認識を深めるための研修に職員を積極的に参加させ、人権を尊重する管理運営に努めます。
 - ⑥ その他の研修
 - ・ その他、法令等で定められた研修は勿論のこと、熱中症予防などの施設管理に必要な研修には職員を積極的に参加させ、安全な施設の管理運営に努めます。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

③ 職員の県内雇用について

(1) 職員等の雇用についての考え方

- ・ 職員の採用に当たっては、佐賀県の雇用促進に貢献するとの方針により、地元のハローワークを通して募集を行うと共に、社会教育等専門知識を要する職種については、県内の大学に卒業生等の紹介を依頼するなど、地元に着した職員採用を行うこととしています。
- ・ 黒髪少年自然の家に在職する職員は9名であり、すべて県内に在住しています。
- ・ 今後も職員の採用にあたっては、採用後は県内在住を条件とし、県外在住者であっても県内出身者を優先するなど、地元雇用100%を目標とします。

(2) その他

- ・ 食堂の運営については、専門の業者に委託したいと考えておりますが、食堂で雇用する職員についても、可能な限り県内出身者を雇用することを契約の条件とします。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

④ 事故防止などの安全管理対策・体制について

○ 自然の家での活動は、「自然の中で体験することにより、子どもたちに危険を避ける技術や行動力等を身につける」教育的効果を期待していますが、その一方で、怪我などの事故も起こりやすいので、利用者が安全に安心して活動できるように、次のような安全管理対策に取り組み、事故防止を図ります。

(1) 安全管理対策について

① 指導者（引率者）に対しての安全管理対策

- ・ 活動計画等について指導員との事前打合わせを徹底します。
- ・ コース及びエリア等に想定される危険とその対処方法及び危険箇所への引率者の配置等を確認するため、指導者へ事前踏査をお願いするようにします。
- ・ 学校の場合は、養護教諭又は保健担当職員の同行をお願いするようにします。
- ・ 事前に参加者の健康状態（入所時の検温を含む）を把握し、保健指導を行うことをお願いするようにします。
- ・ 施設周辺の救急医療機関の確認をお願いするようにします。
- ・ 宿泊団体には、朝の検温の徹底をお願いするようにします。
- ・ 施設外の活動の際は、引率者相互に連絡を取り合い、活動状況を把握するようお願いするようにします。

② 利用者に対しての安全管理対策

- ・ 入所時のオリエンテーションの際に、利用案内、「施設の危機事象とその対策」などをまとめたチラシ等を配布し、事故防止等活動上の注意事項を説明して、団体内への周知をお願いするようにします。
- ・ 活動に入る前には、プログラムの内容、器具操作や事故防止についての注意点などの説明をし、安全指導を徹底します。

③ 施設運営上の安全管理対策

- ・ 施設内の遊具、コース及びエリアの安全確認や設備等の状況確認・点検整備を実施します。
- ・ 気象情報やその他の注意報（熱中症情報など）を把握し、利用団体へ伝えて注意を喚起するとともに、状況によっては活動の中止を要請します。
- ・ 熱中症対策として、注意報等の周知を書面で行うと共に「熱中症見張り器具」を貸し出し、万全を期します。
- ・ 不慮の事故等に備え、病院等関係機関への緊急連絡体制を整備します。
- ・ 食堂運営者と定期的に協議を行い、食中毒予防・アレルギー対応など食事の安全管理を徹底します。
- ・ 当直者による夜間(22:30)早朝(6:30)巡回等により、利用者の安全確保を図ります。
- ・ 警察署に重点警らをお願いし、利用者の安全を確保します。

(2) マニュアルの整備について

- ・ 「危機管理マニュアル」を整備し、事件・事故などの緊急異常事態の発生に備えます。
- ・ 「不審者対応マニュアル」を整備し、職員同士が情報を共有し、不審者の侵入に対応します。

(3) 訓練等の実施について

- ・ 普通救命講習会を受講し、すべての職員が救命技能を取得します。
- ・ 火災対策組織及び災害（地震・風水害）対策組織を編成すると共に、年2回の消防訓練（避難）を実施し災害に備えます。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑤ 事故及び災害時の対応体制について

○ 事故や災害等については日ごろから施設設備の点検と対策を行い未然防止に努めるとともに、万一の事故等に備え「危機管理マニュアル」を整備し、防災訓練等を実施するなど、事故及び災害時の対応に万全を期し、被害の拡大を防ぎ、人的被害が最少となるよう努めます。

(火災)

- ・ 火災を発見した職員は、可能な限り初期消火に努めるとともに、直ちに所内に連絡する。
- ・ 自衛消防隊を出動させるとともに、所轄の消防署へ連絡する。
- ・ 利用者の活動を中止させ、安全な場所へ避難誘導する。

(地震)

- ・ 利用者の活動を中止させ、安全な場所へ避難誘導する。
- ・ 二次災害を防止するため、電気、ガス、石油類、その他の危険物類を点検する。
- ・ 被害の状況を確認するとともに、けが人等に対しては可能な限りの応急措置を講じる。

(風水害)

- ・ 野外での活動を中止する。
- ・ 利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(事故、怪我、行方不明等)

- ・ 負傷者の速やかな救出と応急措置を行うとともに、状況に応じて医療機関へ搬送する。
- ・ 行方不明の場合は、情報提供者や不明者の所属団体等との連絡を密にし、情報収集を行うとともに、警察や消防署等に連絡し、周辺地域の搜索を実施する。

(共通)

- ・ 佐賀県へ事故等発生の連絡を行う。
- ・ 利用者の安全確認、人員の把握及び避難誘導を行う。
- ・ 事故又は災害状況等の情報収集を行う。
- ・ 利用者や利用団体及び家族等への情報提供を行う。
- ・ 救助活動を行うとともに、可能な限りの応急手当を講じる。
- ・ 消防署、警察署、医療機関等の関係機関へ通報し、支援の要請を行う。
- ・ 施設、設備、コース等の被災状況によっては、安全上立ち入り禁止区域を設定する。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑥ 苦情等に対する対応について

○ 利用者からの苦情等トラブルの原因は、少年自然の家のシステム等の説明不足による誤解、施設等の不備や対応の不適切さ等によるものと考えられるので、利用者への十分な説明や事前打合せを入念に行うなど誠意ある対応に努めます。

なお、苦情等トラブルに対しては、誠意を持って対応し、トラブル解決に努めます。

(1) トラブル防止のための対策について

① 施設利用予約受付事務の確実な実行

- ・ 施設利用予約の公平性を図るため、優先順などをホームページや広報誌で周知します。
- ・ 重複予約などを避けるため、受付事務の確実な実行を職員に徹底させるとともに、責任者によるチェックを行います。
- ・ 空き状況については、管理を徹底するとともに、ホームページにより明確にします。

② プログラムなどの施設利用方法の説明

- ・ 事故等のトラブルがなく、活動プログラムがよりよいものとなるように、施設利用時に利用方法や注意事項について入念な打合せにより理解を促します。
- ・ 利用団体が重複する場合には、代表者会議等を開催し、利用目的に沿った他の活動等を提案するなどの解決策を示し、互いに納得するよう調整を行い、事前に了解を得ることとします。

③ 法令等の遵守

- ・ 職員に対する研修等を行い、危機管理、個人情報の保護、食堂を含めた衛生管理に関する法令及び障害者の差別解消法等の遵守を徹底します。

(2) 苦情等の対応について

- ・ 誠意を持って苦情等に対応するため、苦情等に対する対応マニュアルを作成し、職員が共有します。
- ・ トラブル等の苦情が発生した場合は、所長をトップとする苦情処理対策班を設置し、個人で抱え込まずに、組織的に誠意を持って解決にあたります。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑦ 個人情報の保護について

○ 個人情報保護に関する規定

- ・ 個人情報保護に対する社会的要請が高まってきており、個人情報を適正に取扱うことは官民を問わず、事務の社会的な責務となってきています。当自然の家では、佐賀県教育文化振興財団が平成15年4月に制定した個人情報保護規程を遵守し、個人情報の取り扱いについて下記の事項を規定し、適切な情報管理を行っています。

- ① 収集の制限 …………… 個人情報を収集するときは、その事務の目的を明確にし、必要な範囲内で、適法かつ適正な手段で行わなくてはならない。また、情報は本人の同意がある場合等を除き、収集してはならない。
- ② 利用及び提供の制限 …… 個人情報を取り扱う事務の目的以外に利用したり、自然の家以外のものに提供したりしてはならない。
- ③ 職員等の義務 …………… 職員は、個人情報の適正な管理に努め、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ④ 適正管理 …………… 職務上知り得た情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

○ 職員に対する意識啓発や研修等

- ・ 少年自然の家では、この規程の趣旨に沿って適切に情報管理が行われるよう、日常業務についての指導を行っていますが、今後一層の意識啓発のため、個人情報保護に関するマニュアルを作成し、職員への周知徹底を図るとともに、関係法令等の研修を実施し、個人情報の保護に努めていきます。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑧ 情報公開に関して講じる措置について

(1) 情報公開に関する規定について

- ・ 少年自然の家は、佐賀県情報公開条例第25条の規定に基づき、財団が制定した情報公開規定を遵守し、適切な情報公開を行っており、情報公開等請求があった場合には適切に対応します。

(2) ホームページによる情報公開について

- ・ 少年自然の家の利用状況や利用者からの提言等について、ホームページにより公開します。
- ・ 少年自然の家の主催事業や提案型事業などに関する情報については、ホームページで公開します。
- ・ ホームページにお問い合わせフォームを設け、利用者等からの意見・提言等に広く対応します。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑨ 食事におけるアレルギー対応に関して講じる措置について

- 少年自然の家における利用者への食事提供は、さまざまな体験活動に主体的に取り組むための意欲と活力を高めるとともに、連帯感や友情を育む大きな契機でもあります。しかし近年、特定の食品に対するアレルギー反応を示す児童・生徒等の割合が増加しており、中にはアナフィラキシーなどの重篤な症状を招くことも増えています。このため、当自然の家においては、以下の点に留意した事前・事後の対応に万全を期すこととしています。

(1) アレルギーを発症させないための取組

① 申請様式の工夫

- ・申請時に提出される食事申込書に食物アレルギー該当者の有無の欄を設け、有りの場合は、該当の保護者が作成する詳細シートに団体が作成する確認書を添付し、状況把握を確実にを行う。

② 食事申請時の取組

- ・食物アレルギー該当者については、食堂栄養士と利用団体の代表者及び保護者と直接連絡をとって状況を把握確認し、対応を確定する。

③ 調理時の取組

- ・栄養士が作成した献立表に従い、個別に調理をする。小麦粉などにアレルギーを持つ子どもがいる場合などは、飛び散って混在することがないように袋に入れて保管をする。
- ・対応の器にアレルギーを持つ子どもの氏名（フルネーム）と除去食名を記入したプレートを置き他の子どもとの配膳を間違わないよう区別する。

④ 配膳時の取組

- ・施設内での食事の前には、利用団体の職員にアレルギー対応食のチェックをしてもらう。そして食物アレルギー該当者は、各団体の先頭に並び、アレルギー対応食用カウンターまで行き、食堂スタッフより本人確認後、食事の説明を行った後、手渡しを行う。
- ・アレルギー対応食の受け渡しを確実にを行うため、他の利用者はアレルギー食の対応が終わるまで食堂への入室を控える。

⑤ その他の取組

- ・食堂職員だけでなく、施設職員での情報提供を徹底する。
- ・提供した食事のサンプルを一定期間、保管しておく。

(2) アレルギーを発症した際の適切な対応

- ① 食後に何らかの違和感を訴えた場合、保護者への連絡を取ったのち、エピペン投与や服薬等の処置を講じる。症状が重篤な場合は、遅滞なく救急搬送を要請し、医療機関での治療を受ける。
- ② 必要に応じて、調理業務員から保護者や医師等への説明を行う。
- ③ アレルギー発症後、速やかに佐賀県に報告する。
- ④ 発症の原因を多面的に調査分析し、関係機関に報告するとともに再発防止に最善を尽くす。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑩ 県内発注の考え方について

(1) 再委託（清掃業務等業務委託）についての業者選定の考え方

- ・ 佐賀県では、平成15年から県内企業を優先する発注・調達を推進し、地元発注・調達率を高めることにより、経済の活性化や雇用の維持を図るため「ローカル発注」に取り組まれています。当財団としても、この取組を踏まえ、県内企業の受注機会の確保及び地元雇用の維持を図ることを基本スタンスとしており、清掃業務や警備業務等の再委託については、県内の業者を選定して入札を行うなど、県内発注100%を目標とします。

(2) 管理運営に必要な物品等の調達についての考え方

- ・ 事務用品や施設管理に必要な物品等の調達についても、上記の業務委託の場合と同様の基本スタンスにより、原則として県内の業者を選定して調達を行うなど、県内での調達100%を目標とします。

(3) その他

- ・ 施設の維持修繕についても、上記の業務委託の場合と同様の基本スタンスにより、県内の業者を選定して見積りを行うなど、県内発注100%を目標とします。
- ・ 食堂の運営については、専門の業者に委託したいと考えており、委託業者の選定にあたっては、県内業者を優先します。また、当該委託業者が取り扱う食材等については、可能な限り県内業者と取り引きすることを契約の条件とします。